

令和2年度横浜市居住支援協議会  
家賃補助付きセーフティネット住宅交付申請支援事業  
実施要綱

制定 令和2年9月3日 横居協 第13号

(目的)

第1条 本事業は、不動産事業者が、オーナーが所有する物件を家賃補助付きセーフティネット住宅にするよう働きかけ、かつ交付申請手続きを代行した場合に、その申請支援に係る費用を横浜市居住支援協議会が補助することにより、家賃補助付きセーフティネット住宅の供給促進を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱における用語の意義は、以下の各号に定めるところによる。

(1) 家賃補助付きセーフティネット住宅

横浜市住宅セーフティネット経済的支援住宅制度要綱第4条に規定する経済的支援住宅を言う。

(2) 登録事業者

別途定める事業者募集要領に基づき、横浜市居住支援協議会から登録を受けた事業者を言う。

(補助の要件)

第3条 会長は、登録事業者がオーナーに家賃補助付きセーフティネット住宅にするよう働きかけ、かつ交付申請手続きを代行した住戸が、以下の各号を満たす場合、登録事業者に対してその申請支援に係る費用を予算の範囲内において補助することができる。

(1) 家賃補助付きセーフティネット住宅として申請した住戸が登録事業者の自己所有する住戸ではないこと。

(2) 過去に家賃補助付きセーフティネット住宅として交付決定を受けていない住戸であること。

2 補助金の額は、家賃補助付きセーフティネット住宅交付申請1戸につき1万円とする。

(補助金の交付申請及び実績報告)

第4条 本補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、家賃補助付きセーフティネット住宅として交付申請した後、「令和2年度横浜市居住支援協議会家賃補助付きセーフティネット住宅交付申請支援事業補助金交付申請書兼実績報告書」(第1号様式)及びその他会長が必要と認める書類により、横浜市居住支援協議会会長に補助金の交付申請及び実績報告をしなければならない。

(補助金の交付決定及び額の確定)

第5条 会長は、交付申請書兼報告書を受理したときは、その内容を審査し、補助金の交付の決定及び額の確定を行うものとする。この場合において、会長は、「令和2年度横浜市居住支援協議会家賃補助付きセーフティネット住宅交付申請支援事業補助金交付決定通知書兼額確定通知書」(第2号様式)により当該申請者に通知するものとする。

(補助金の請求及び交付)

第6条 申請者は、交付決定通知書兼額確定通知書を受理した後、「令和2年度横浜市居住支援協議会家賃補助付きセーフティネット住宅交付申請支援事業補助金請求書」(第3号様式)により、会長に対し補助金を請求するものとする。

2 会長は、請求書を受理したときは、横浜市居住支援協議会会計規則第8条に基づき、速やかに補助金を交付する。

(補助金交付決定の取下げ)

第7条 申請者は、補助金の交付の決定を受けた後に取下げをする場合は、「令和2年度横浜市居住支援協議会家賃補助付きセーフティネット住宅交付申請支援事業補助金交付決定取下申請書」(第4号様式)により交付決定の取下げを申請することができる。

(補助金の交付決定の取消し及び返還)

第8条 会長は、第5条の交付決定を受けた申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、「令和2年度横浜市居住支援協議会家賃補助付きセーフティネット住宅交付申請支援事業補助金交付決定取消通知書」(第5号様式)により補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正の手段により、この補助金の交付決定を受けたとき

- (2) 要綱及びこれに関連する要領等に違反したとき
  - (3) 暴力団又は暴力団員であることが判明したとき
  - (4) 交付の条件に違反したとき
- 2 会長は、前条により登録事業者から交付決定の取下げの申請を受けた場合、前項の第5号様式を準用し交付決定を取り消すことができる。
- 3 会長は、前2項の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、当該取消しに係る補助金が既に申請者に交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

#### 附則

この要綱は、令和2年9月3日から施行する。

（申請先）  
横浜市居住支援協議会会長

（申請者）  
住 所  
事業者名  
代表者氏名

⑩

令和2年度横浜市居住支援協議会家賃補助付きセーフティネット住宅交付申請支援事業補助金  
交付申請書兼実績報告書

令和2年度横浜市居住支援協議会家賃補助付きセーフティネット住宅交付申請支援事業補助金の  
交付を受けたいので、次のとおり申請します。

なお、本物件について、家賃補助付きセーフティネットとして交付決定後、1年以内に取消した  
場合は、補助金を返還します。

1 家賃補助付きセーフティネット住宅として交付申請した物件

(1) 物件について

所在地：

名称：

部屋番号：

戸数：

(2) 物件の所有者について

住所：

氏名：

2 交付申請額

\_\_\_\_\_戸（×1万円）

\_\_\_\_\_円

※ 添付資料

- (1) その他会長が必要と認める書類

※ 適宜様式を修正して使用することができる。

住 所  
事 業 者 名  
代 表 者 氏 名 様

横浜市居住支援協議会会長

⑨

令和2年度横浜市居住支援協議会家賃補助付きセーフティネット住宅交付申請支援事業補助金  
交付決定通知書兼額確定通知書

令和 年 月 日に申請のありました令和2年度横浜市居住支援協議会家賃補助付きセーフティネット住宅交付申請支援事業補助金の交付について、本協議会において審査した結果、次のとおり補助金を交付することと決定しましたので通知します。

1 家賃補助付きセーフティネット住宅として申請を行った物件

(1) 物件について

所 在 地 :

名 称 :

部屋番号 :

戸 数 :

(2) 物件の所有者について

住 所 :

氏 名 :

2 交付決定金額

円 ( 戸 )

3 交付の条件

- (1) この補助金を受けて家賃補助付きセーフティネット住宅となった住宅は、交付決定後少なくとも1年以上は同住宅とすること。
- (2) 申請者は、家賃補助付きセーフティネット住宅交付申請支援事業補助金の執行等に関し、会長が必要な調査をしようとするときは、これに従わなければならない。

4 交付決定の取消し及び補助金の返還

会長は、申請者が令和2年度横浜市居住支援協議会家賃補助付きセーフティネット住宅交付申請支援事業実施要綱第8条第1項各号に規定する要件のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取消することができます。また、当該取消しに係る補助金が既に交付されている場合には、その返還を命じるものとします。

※ 適宜様式を修正して使用することができる。

横浜市居住支援協議会会長

(申請者)

住 所  
事業者名  
代表者氏名

㊞

令和2年度横浜市居住支援協議会家賃補助付きセーフティネット住宅交付申請支援事業  
補助金請求書

令和 年 月 日付け横居協第 号により交付決定を受けた令和2年度横浜市居住支援協議会  
家賃補助付きセーフティネット住宅交付申請支援事業に係る補助金について、次のとおり請求しま  
す。

1 請求金額 \_\_\_\_\_円

2 振込先

振込先金融機関	金融機関名	
	支店名	
	預金の種類	普通 ・ 当座
	口座番号	
	フリガナ	
	口座名義人	

※ 適宜様式を修正して使用することができる。

(申請先)  
横浜市居住支援協議会会長

住 所  
事業者名  
代表者氏名 ㊟

令和2年度横浜市居住支援協議会家賃補助付きセーフティネット住宅交付申請支援事業補助金  
交付決定取下申請書

令和 年 月 日付け横居協第 号で交付決定を受けた令和2年度横浜市居住支援協議会家賃補助付きセーフティネット住宅交付申請支援事業補助金について、交付決定を取り下げたいので、次のとおり申請します。

記

1 取下げ前の交付決定日及び交付決定番号  
交付決定日：令和 年 月 日  
交付決定番号：横居協 第 号

2 取下げ前の交付決定補助金額 金 円

3 取下げ後の交付決定補助金額 金 円

4 取下げ対象の住宅等

セーフティネット住宅	登録番号
	所在地
	名称
	部屋番号

5 取下げ理由

※ 適宜様式を修正して使用することができる。

住 所  
事業者名  
代表者氏名 様

横浜市居住支援協議会会長 印

令和2年度横浜市居住支援協議会家賃補助付きセーフティネット住宅交付申請支援事業補助金  
交付決定取消通知書

令和 年 月 日付け横居協第 号で交付決定した令和2年度横浜市居住支援協議会家賃補助付きセーフティネット住宅交付申請支援事業補助金について、次のとおり交付決定を取り消したので、通知します。

記

1 取消し前の交付決定日及び交付決定番号  
交付決定日：令和 年 月 日  
交付決定番号：横居協 第 号

2 取消し前の交付決定補助金額 金 円

3 取消し後の交付決定補助金額 金 円

4 取消し対象の住宅等

セーフティネット住宅	登録番号
	所在地
	名称
	部屋番号

5 取消理由

※ 適宜様式を修正して使用することができる。